

## プレスリリース

平成13年11月1日  
水産庁境港漁業調整事務所

### 韓国イカ釣り漁船による違反操業について

10月31日、午前3時40分頃、水産庁漁業取締船「白竜丸」が、山口県萩市見島北方の日韓中間線付近の我が国排他的経済水域内において許可板の掲示のない韓国イカ釣り漁船「33プソン号」が操業しているのを発見した。白竜丸は立入検査を行うため、該船に対して停船命令を発したが、該船はこれに従わず、韓国水域に向けて逃走したため、白竜丸はこれを追跡した。

更に九州漁業調整事務所からも3隻の漁業取締船の応援を得て、計4隻の漁業取締船で追跡したが、該船は取締船の捕捉から逃れるため、ジグザグに航行したり、僚船1隻も加わり漁業取締船の追跡の妨害が行われ、同日午後0時53分頃、該船は韓国領海内に逃げ込んだ。

また、該船の追跡中に韓国海洋警察庁警備艇1隻、韓国海洋水産部漁業指導船2隻が漁業取締船に接近し、漁業取締船の針路を塞ぐ等の追跡妨害が行われた。

去る10月22日に対馬北方の我が国排他的経済水域内で発生した韓国中型トロール漁船「チンフン号」による立入検査忌避事件の際にも、被疑者を現行犯逮捕直後に韓国海洋警察庁職員が被疑船に移乗して、漁業取締船による被疑船船等の押収を妨害するといった事件が発生し、外交ルート、日韓漁業共同委員会小委員会において、今後捜査妨害が行われないよう韓国側に強く抗議を行ったところであり、今回の事件についても外交ルートを通じて韓国側に抗議する予定としている。

なお、水産庁では、本件に係る違反した韓国イカ釣り漁船の船名等が判明、漁船が特定されていることから、同船に対する行政処分を科す方針である。

当事務所では、最近、対馬周辺・見島北西の我が国排他的経済水域内で韓国コテグリ等による違反操業が頻発していることから、日韓中間線境界付近の警戒を強めていた。引き続き、警戒に当たることとしている。

加えて、11月6日から我が国沖合底びき網漁船によるズワイガニ漁も始まる事から、日韓暫定水域に漁業取締船を派遣し、我が国漁船と韓国漁船との操業トラブルの防止に当たる予定である。

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所  
担当者：小谷  
連絡先：0859-44-3681